

佐世保市地域福祉計画

佐世保市地域福祉活動計画



平成21年3月

佐世保市地域福祉計画
佐世保市地域福祉活動計画

平成21年3月

佐世保市
佐世保市社会福祉協議会

はじめに



近年、少子高齢化や核家族化が進行し、人々の生活スタイルも多様化する中、私たちが口頃暮らすそれぞれの地域においては「向こう三軒両隣」という言葉が表すような、助け合い、支え合いといった地域住民同士の関係が希薄化しています。

こうした中で、地域住民の福祉ニーズはさらに複雑・多様化しており、行政が提供するサービスだけで全ての問題を解決することは難しくなっています。

このため、これからの社会においては、住み慣れた地域の中で、行政だけではなく、事業者、ボランティア団体の方々のほか、市民一人ひとりも主体となり、それぞれが地域の問題の解決のために取り組む「地域福祉」を推進することが必要です。

本市においても、こうした考え方を具現化し、地域ごとの実状に合った地域福祉を進めるための基本的な方策を示すものとして、このたび「佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画」を策定しました。

本計画の策定にあたりましては、平成18年1月のモデル地区での実施を皮切りに、平成20年3月までの全57回に及ぶ住民座談会「地域福祉“お茶の間トーク”」を実施し、市内31の地区ごとに市民の皆さまのご意見を広く聴くとともに、その結果を基にした地域ごとの市民の行動計画としての「地区地域福祉活動計画」を併せて策定したところです。

今後は、計画の策定における過程と同様に、「市民協働」の理念の下、市民の皆さまと一体となって本計画を推進してまいりますので、今後ご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画策定に当たり多大にご協力いただきました佐世保市地域福祉計画策定委員会、市内31地区の地区地域福祉活動計画策定委員会の皆さまをはじめ関係者の皆さまに心からお礼を申し上げます。

平成21年3月

佐世保市長 朝長 則男



少子高齢化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、近年の地域社会は大きく変化しています。また、それに伴い、生活上の不安やストレスを抱える方々が増加したことで、自殺や家庭内での虐待、ひきこもりといった新たな社会問題も発生しています。

このような状況の中で、今こそ地域住民一人ひとりが、地域内での身近な助け合いや支え合いの必要性を改めて理解し、手を取り合って、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を築いていくことが必要です。

この度策定いたしました「佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画」は、そのような地域社会の実現のために、行政や社会福祉協議会だけではなく、地域住民をはじめボランティア、NPO、事業者の方々などが連携し、これからの地域福祉の推進に取り組む際の指針となるものです。

計画の策定にあたりましては、多くの地域住民の皆さまにご参加いただいた住民座談会「地域福祉“お茶の間トーク”」や、障がい者団体や福祉関係の仕事に携わる方々などにご参加いただいた地域福祉座談会「ふれあいトーク」の中で、たくさんのご意見をいただきました。特に、“お茶の間トーク”では、それぞれの地域課題の解決に向けた話し合いが行われ、それを基にした市内31の地区ごとの「地区地域福祉活動計画」の策定にもつながりました。

今後、社会福祉協議会としましては、各地域内の様々な団体の方々や地域住民の皆さまと共に、本計画ならびに地区地域福祉活動計画を基にした活動に取り組み、地域福祉を推進する中核組織としての役割を果たせるよう努めて参ります。

最後になりましたが、計画策定にあたりご尽力いただきました、佐世保市地域福祉計画策定委員会の皆さま、ならびに各地区の地域福祉活動計画策定委員会の皆さまをはじめとする地域住民の皆さまに対しまして厚くお礼を申し上げます。

平成21年3月

佐世保市社会福祉協議会
会長 人刈 久美

目次

第1章	計画の基本となる内容	6
第1節	地域福祉とは	7
第2節	なぜこの計画が必要なのか(計画の背景)	8
第3節	地域福祉計画・地域福祉活動計画とは	9
第4節	計画づくりの経過	12
第2章	現状と課題	16
第1節	佐世保市の福祉の現状	17
第2節	住民座談会「地域福祉“お茶の間トーク”」	26
第3節	地域福祉座談会「ふれあいトーク」	29
第4節	地域福祉を進めるための課題	31
第3章	計画の中心となる考え方	34
1.	計画の基本理念	35
2.	取り組みの基本目標	36
3.	計画の期間	36

第4章	地域福祉を進めるための取り組み	-----	38
・	取り組みの体系図	-----	39
基本目標 1	地域福祉の考え方を広げ、一人ひとりの行動を推進しよう	----	41
基本施策 1	地域福祉の考え方を広げよう	-----	43
基本施策 2	住民自らの行動を推進しよう	-----	50
基本目標 2	みんなの行動で、まわりの課題に早く気づき、 解決につなげられる地域をつくろう	-----	57
基本施策 1	地域内で連携し、情報を共有しよう	-----	59
基本施策 2	みんなが相談しやすい地域をつくろう	-----	64
基本施策 3	ふれあい、交流の場をつくろう	-----	70
基本施策 4	気軽にサービスを利用できるようにしよう	-----	74
基本施策 5	福祉対策推進協議会・地域福祉推進会を中心にまともろう	---	81
基本目標 3	みんなで地域福祉活動に取り組もう	-----	89
基本施策	地区ごとの地域福祉活動計画を実践しよう	-----	91
・	地区ごとの地域福祉活動計画	-----	95
第5章	計画の推進と評価	-----	128
第1節	計画の推進	-----	129
第2節	計画の評価方法	-----	130
資料編		-----	132
1.	佐世保市地域福祉計画策定委員会 委員名簿	-----	133
2.	佐世保市地域福祉計画策定委員会 設置要綱	-----	134
3.	計画策定経過	-----	136
4.	用語解説	-----	141

本文中の「※」が付いている語は、資料編の「4. 用語解説」(P 141～)に説明があります。

第1章

計画の基本となる内容



「地域福祉計画」ならびに「地域福祉活動計画」とはどのような計画なのか、計画をつくる背景や意義、位置づけについて説明します。

また、計画づくりにあたっての方針や体制などを中心に、これまでの取り組みの経過について記載します。

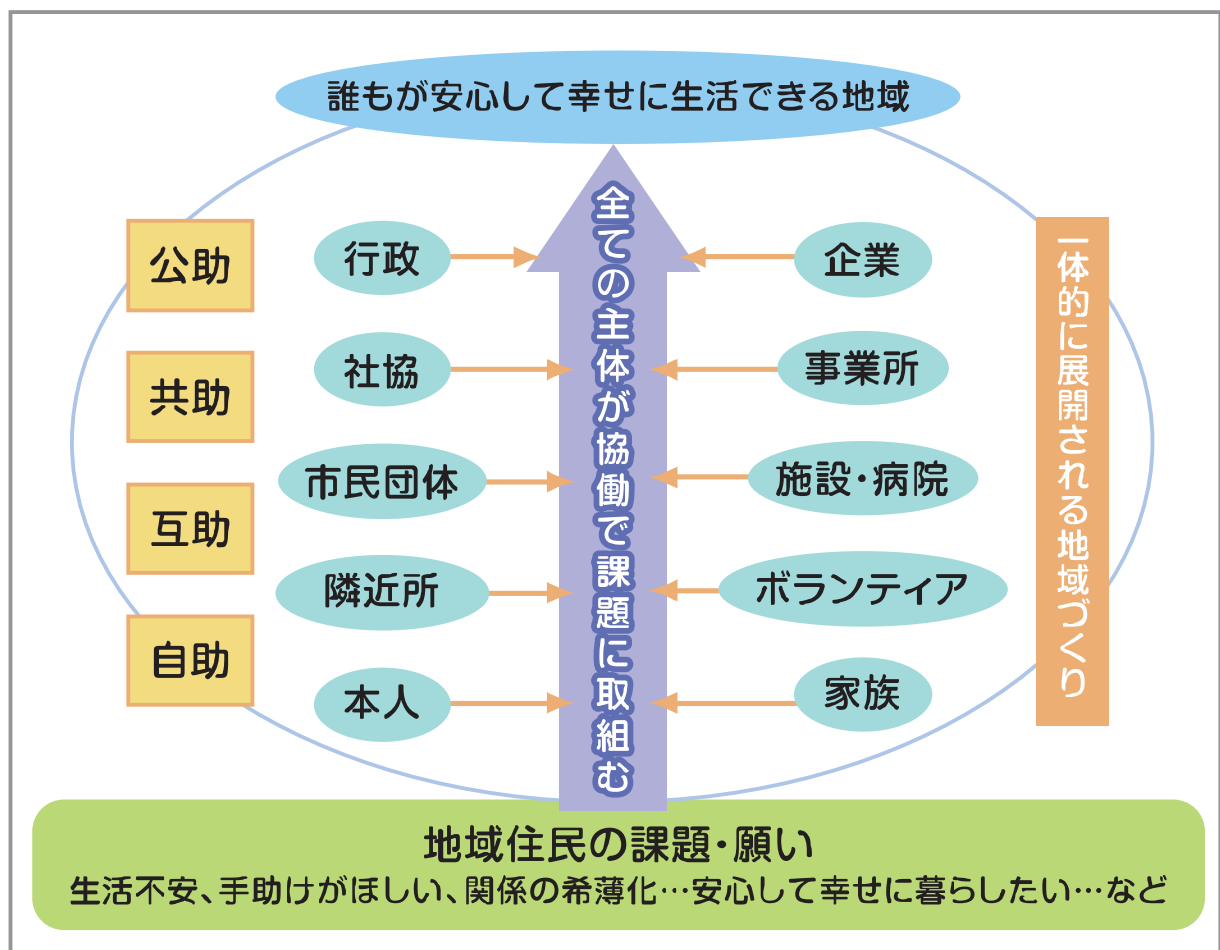
第1節 地域福祉とは

●地域福祉とは

私たちが日頃生活している地域には、子どもから高齢者、障がいのある人や生活に困っている人など、様々な人々が暮らしています。その全ての人々が住みなれた場所で安心して暮らしていくために、行政や社会福祉協議会※、事業者やボランティア団体などのほか、地域の住民自身も自分の地域の中の人々がもつ様々な問題の解決に向けて一緒に取り組むことです。

人々が生活を送る場所としての地域が、そこに住む全ての人々にとって住みやすい場所となるためには、公的な制度によるサービスが整備される(公助)だけでなく、家族を含めた自らの活動(自助)のほか、NPO※などによるボランティア活動のような「公」と「私」の間の両者の協力による支え合い(共助)や隣近所の住民同士がお互いに助け合い、支え合うこと(互助)も大切です。これからの地域社会では、地域住民一人ひとりが地域の一員であるということを認識し、様々な立場の人々が協力しながら地域福祉を進めていくことが求められています。

(図表1-1)「地域福祉」のイメージ



第2節 なぜこの計画が必要なのか(計画の背景)

近年、私たちが暮らしているそれぞれの地域では、少子高齢化、核家族化^{*}、近所付き合いの希薄化などの影響で、「向こう三軒両隣」という言葉が表わすような助け合いや支え合いなどの機能が失われてきています。そのため、生活上何らかの支援が必要な人々は、地域の中で孤立したり不安やストレスを抱えることになり、結果的に子どもや高齢者への虐待、引きこもり、自殺といったさらなる問題の要因の一つにもなっています。

地方自治体では、地方分権一括法^{*}の施行により、これまで以上に自己決定・自己責任に基づく政策に取り組むことが求められるようになりました。しかし、これまでのように、分野別のいわゆる“縦割り”な行政のあり方で住民の多様化したニーズに応えることは、財政的にも人的にも難しい時代を迎えています。

こうした中、社会福祉法が大幅に改正され、新しい社会福祉の理念としての「地域福祉」という考え方が、初めて法的に明記されました。この新しい考え方のもとでは、行政だけではなく、社会福祉協議会[※](以下、「社協」といいます。)や福祉に関わる全ての事業者、ボランティア活動を行う方々のほか、それぞれの地域に暮らす全ての住民も協力し合ってより良い地域づくりを進めていくことが必要とされています。

この「地域福祉」を進めるための基本的な考え方を示すものとして位置づけられたのが、「地域福祉計画」ならびに「地域福祉活動計画」です。

【参考】

○社会福祉法 第4条(地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第3節 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、支援が必要な人々が地域の中で生活するうえで解決すべき課題を明らかにするとともに、そのために必要なサービスや、それを提供する体制を整備することを目的とする計画です。

これは、地域住民などの参加を得てつくる行政の計画です。

【参考】

○社会福祉法 第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

また、「地域福祉活動計画」は、地域内の様々な社会資源[※]と、住民や民間の団体が行う活動を結びつけながら、地域の課題解決という地域福祉計画と共通の目的に取り組むための計画です。

これは、社協が中心となってつくる民間の計画です。

【参考】

○全国社会福祉協議会「地域福祉活動計画策定指針」

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営するものが協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画」である。

2. 計画をつくる意義

地域福祉計画をつくる際の住民参加は、地域住民一人ひとりが“地域福祉を推進する主体”という認識を持つ機会として、必要不可欠なものです。これは行政にとっても地域住民の生活課題を再発見・再認識する機会となり、よりよいサービスを提供する体制づくりにつながることから、この計画づくりの過程そのものが大きな意味を持ちます。

また、地域福祉活動計画は、住民自身が地域福祉の推進に取り組むための行動計画となるもので、住民主体によるまちづくりを推進していくうえで欠かすことのできない計画です。

3. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、ともに住民参加を通じて地域福祉の推進を図るという共通の目的をもつものです。

したがって、それぞれの計画をつくる場合は、各地域内の生活課題や社会資源の状況、地域福祉の基本理念などを共有したり、地域住民による福祉活動への支援策などの内容を共有したりするなど、お互いに連携しながら取り組むことが重要です。

このような考え方に基づいて、本市ではこの2つの計画を一体的につくることとします。

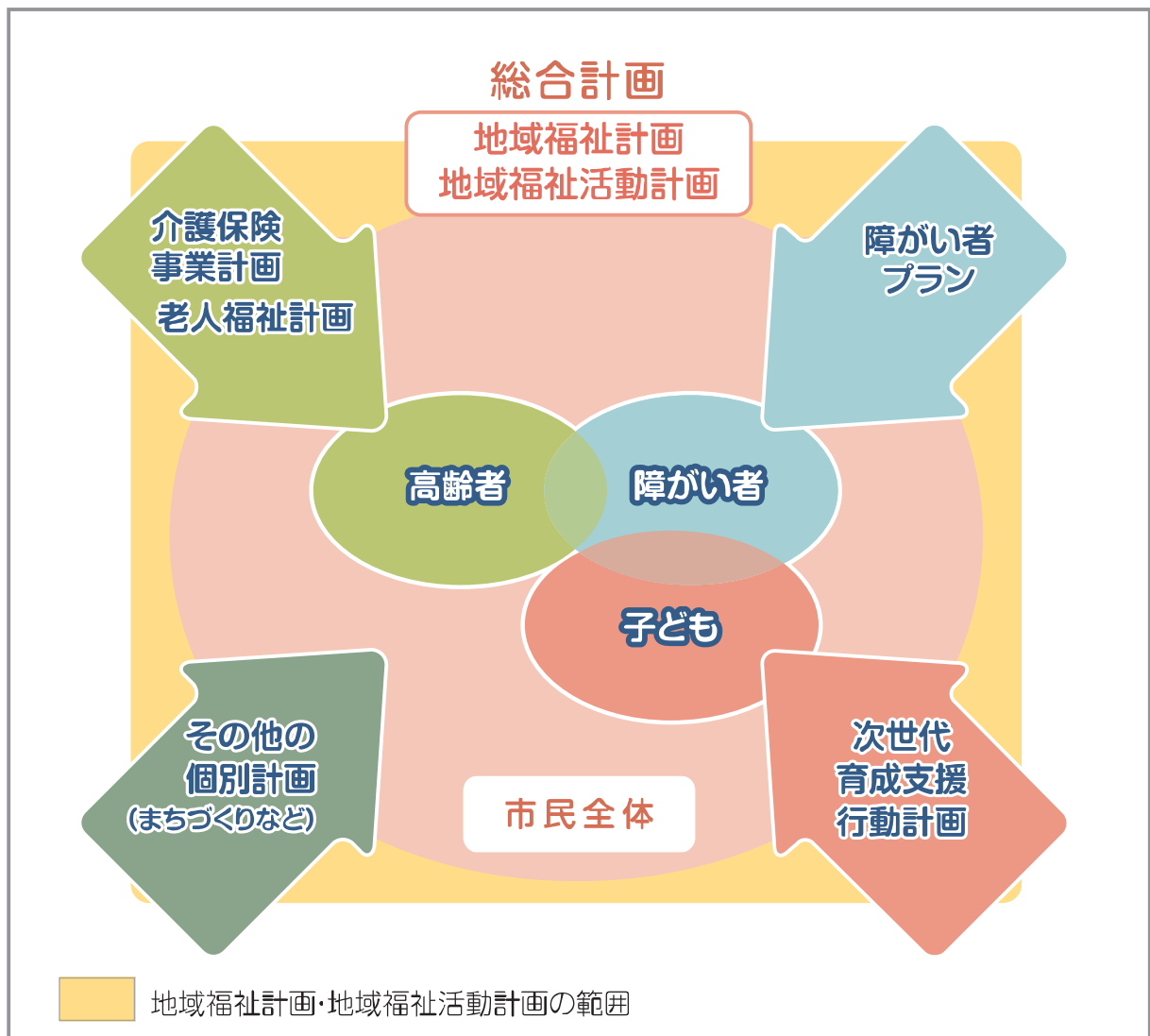
(図表1-2)2つの計画の関係のイメージ



4. 佐世保市総合計画及び他の福祉分野の計画との関係

佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画は、「佐世保市総合計画」のもとで、福祉分野などのそれぞれの計画を「地域」という共通の切り口から見ることで、各計画の施策などの専門性を活かしながら地域福祉を総合的に推進するものです。

(図表1-3) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ(イメージ)



第4節 計画づくりの経過

1. 事務局の設置と準備作業

前節で述べたとおり、本市では「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的につくるという方針をもとに、市と社協で共同の事務局を立ち上げました。

事務局では、計画をつくる際に重要な住民参加の手法を検討する中で、市内31の福祉対策推進協議会および地域福祉推進会(以下、「福対協等^{*}」といいます。)の地区割りを基にしたモデル地区を設定し、試行的に住民座談会を実施するなど、計画づくりの本格的な着手に向けた準備を進めました。

●モデル地区における住民座談会

平成18年1月から3月にかけて、潮見、白南風、早岐、柚木の4地区において、「地域福祉“お茶の間トーク”」と題した各地区3回の住民座談会を行い、のべ504人の方にご参加いただきました。(潮見、白南風地区については合
同で実施)

これを通じて、今後の座談会の実施地区についての単位設定およびワークショップ^{*}による地域住民の課題の集約という手法などの検証を行うことができました。



モデル地区でのお茶の間トークの様子

2. 地域福祉計画策定委員会の設置と計画づくりの方針の決定

事務局による準備作業を経て、平成18年5月に、計画づくりの中心となる組織として、市民団体や福祉関係団体の代表者、学識経験者や公募市民、さらには前述のモデル地区の委員会の中からもご参画いただき、「地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画づくりの方針について協議を重ねていただきました。

策定委員会では、まずはこの計画をつくるうえで最も重視される「住民参加」についての下記の事項を先行して行うという方針が決められました。

- ①モデル地区同様に、31の福対協等の地区ごとに、ワークショップによる住民座談会を実施する。
- ②座談会の結果を踏まえて、地区ごとに「地区地域福祉活動計画」をまとめ、市全体の計画に反映させる。

この方針をもとに、各地区の福対協等のご協力を得ながら、平成18年7月から平成20年3月にかけて、全ての地区において住民座談会「地域福祉“お茶の間トーク”」を2回ずつ実施し、のべ2,210人の方にご参加いただきました。

また、座談会が終了した地区では、福対協等を母体とする「地区地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、住民自らが解決に向けて行動していくための活動内容や目標を定めた「地区地域福祉活動計画」づくりを進めました。

さらに、障がいのある人や子育て中の人などの当事者やその家族の方々などが抱える、より深刻な課題や意見を引き出すための取り組みとして、地域福祉座談会「ふれあいトーク」を実施しました。



地域福祉計画策定委員会の様子

3. 計画づくりの体制

計画づくりに向けて、策定委員会の中には「作業部会」を設置しました。部会の委員の皆さんには、事務局と合同で、計画原案の作成作業やその原案に対する地区ごとの活動計画策定委員会などからの意見を受けての修正についての協議などにご協力いただきました。

さらに、原案をもとに修正を加えて作成した計画素案について、パブリックコメント*、保健・医療・福祉審議会*での報告および意見聴取などを経て、最終的な計画をつくりました。

なお、市、社協の内部にはそれぞれワーキンググループ*を設置し、内部における調整を行いながら、策定委員会ならびに作業部会との連携を図りました。

(図表1-4) 計画の策定体制図

